

2015年10月22日

Japan tax alert

EY税理士法人

スポンサード投資 事業体の登録期日の 一年延長を含むNotice 2015-66の公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/
International-Tax/Tax-alert-library%23date](http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date)

2015年9月18日(米国時間)、米国財務省及び内国歳入庁(Internal Revenue Service:以下「IRS」)はNotice 2015-66にて、外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」)に関する追加的猶予措置について公表しました。本Noticeでは、適用期日の一部延長及び適用除外となる債務の取扱いに関する規定の修正等について表明されています。

総受取額(Gross Proceeds)及び外国パススルー支払(Foreign Passthru Payment)に関する源泉徴収の開始時期

非協力口座保有者又は不参加金融機関に対して支払われる資産の売却や処分から生じる総受取額に対する源泉徴収は、2017年1月1日以降に行われる支払から開始予定とされていましたが、今回の追加措置により、開始時期は2019年1月1日に延期されます。

また、非協力口座保有者及び不参加金融機関へ支払われる外国パススルー支払に対する源泉徴収については、2017年1月1日以降(又は、外国パススルー支払が定義されるまでのいずれか遅い日)に行われる支払から開始すると予定されていましたが、開始時期が2019年1月1日以降(又は外国パススルー支払が定義されるまでのいずれか遅い日)に延期されました。

制限支店(Limited Branch)及び制限FFI(Limited FFI)の有効期間

制限支店又は制限FFIが拡大関連者グループ(Expanded Affiliated Group, 以下「EAG」)に含まれる場合であっても、EAG内のFFIはFATCA遵守のステータスを2015年12月31日まで維持できるとされていましたが、今回の追加措置により、制限支店又は制限FFIステータスの有効期間が2016年12月31日に延期されました。

スポンサー事業体の登録期日

スポンサー事業体(sponsoring entity)は、自らが管理するファンドなどのスポンサー投資事業体(sponsored entity)及び直接報告を行うスポンサーDNFFE(Sponsored Direct Reporting)の登録を2015年12月31日までに行うことが求められていました。今回の追加措置により、登録期日が2016年12月31日まで延期されました。

適用除外となる債務(Grandfathered Obligation)に関する取扱い

2014年7月1日に残高を有する債務など適用除外となる債務(Grandfathered Obligation)として定義される契約に基づく支払は、源泉徴収対象支払(Withholdable Payment)には含まれないとされています。また、適用除外となる債務を担保として提供された場合においても源泉徴収対象支払として扱われないとされていましたが、本Noticeにおいて、適用除外となる債務に紐づくSubstitute Paymentについても適用除外となる債務として取扱われることが明確化されました。

なお、適用除外となる債務と適用除外とならない債務の両方を担保(又は担保プール)により保証されている場合、当該担保に係る支払いは、各債務の価値により按分計算を行い算定することとされてきました。今回の追加措置では、按分計算に代えて、全ての支払いに対して源泉徴収することを認めています。

みなしモデル1IGA国における情報交換

米国財務省は、署名手続きが完了していないものの実質的に米国との政府間協定(IGA)が効力を有するものとして取扱われる国(みなしモデル1IGA国)及び米国と政府間協定を既に締結済みの国のリストを公表しています(2015年9月18日現在、112カ国)。モデル1IGA国の税務当局は、IRSとの初回の情報交換を2015年9月30日までに実施することになっています。

今回の追加措置では、上記リストに掲載されるモデル1IGA国のうち、2015年9月30日時点において効力を有していないみなしモデル1IGA国は、2015年9月30日までに情報交換されることとなっていた2014年度分の報告対象口座を2015年分とあわせて2016年9月30日までに情報提供すること、さらに、確固たる決意をもって(demonstrate firm resolve)IGA締結に向けて取り組んでいることを条件に、引き続きモデル1IGAが適用されることとなりました。

米国とのIGAを締結済みのモデル1IGA国は、2014年度分の報告対象口座を2015年9月30日までに情報交換を完了していない場合でも、情報提供の遅れについて2015年9月30日までに相互協議(Competent Authority)の申立てを行い、かつ、情報提供のために最善の努力を尽くしていると示すことで引き続きモデル1IGAが適用されることとなりました。

おわりに

今回の追加措置は、従来からの米国当局のFATCA実施に関する流れをくみ、対応が求められる金融機関の負荷を考慮した歓迎される措置と言えます。特にスポンサー事業体の登録については、多くの日本の金融機関において対応が求められており、今年の8月後半に登録方法の一部が公表されていました。しかしながら、現時点において、スポンサー投資事業体のFATCAポータルへの登録が可能になっていない一方で、年末の登録期日が迫っていたため、準備時間の短さが懸念されていました。運用会社をはじめスポンサー事業体のステータスを有する金融機関にとって、本Noticeによりスポンサー事業体の登録に猶予期間が与えられたこととなります。

今回のNoticeにより変更の対象となった適用期日(方法)のサマリーは、以下のとおりとなります。

	変更前の適用時期(方法)	修正後の適用時期(方法)	備考
総受取額(Gross Proceeds)に対する源泉徴収	2017年1月1日以降	2019年1月1日以降	2年間の延長
外国パススルー支払い(foreign passthru payment)に対する源泉徴収	2017年1月1日以降	2019年1月1日以降	2年間の延長
制限支店 / 制限FFIの有効期間	2015年12月31日まで	2016年12月31日	1年間の延長
スポンサー事業体の登録	2015年12月31日まで	2016年12月31日まで	1年間の延長
適用除外となる債務(Grandfathered Obligation)に関する取扱い	適用除外と適用対象、両方の債務が担保となっている場合、按分計算により源泉徴収税額を決定	適用除外と適用対象、両方の債務が担保となっている場合、按分計算を用いず、全額を源泉徴収税対象額とすることも可能	ルールの簡素化
みなしモデル1IGA国における情報交換	2015年9月30日までにIRSとの初回の情報交換を実施	一定の条件を満たせば、2015年9月30日以降も引き続き「みなしモデル1IGA国」のステータスの継続が可能	経過措置の継続適用

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151022

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp